

# 平成28年度 電気通信施設保守業務の試行に関する説明会資料

平成27年12月22日

東北地方整備局 企画部  
情報通信技術課



東北地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 目 次

東北地方整備局

### 目 次

- 1 電気通信施設保守業務の試行
- 2 電気通信施設保守業務の入札契約方式
- 3 電気通信施設保守業務の積算

# 1 電気通信施設保守業務の試行

- ・電気通信施設保守業務
- ・政府調達(WTO)の対象となる電気通信機器
- ・保守業務、点検業務のイメージ
- ・保守業務とする目的と効果
- ・試行の規模

## 1. 電気通信施設保守業務の試行

### 電気通信施設保守業務とは、

#### ○「通信施設点検業務」(従来)

電気通信機器(政府調達の対象となる設備)の点検は、従来、通信施設点検業務として発注していた。

(点検:電気通信機器等の定期的な目視検査、動作確認、試験を行う点検(Inspection))

#### ○「現状と課題」

通信施設点検業務では、**点検対象機器が障害**となった場合、修理の都度、発注手続きが必要となるため**復旧までに時間を要していたため**、発注者・受注者双方の業務の効率化を図り施設を的確に維持管理することが肝要で、点検や修理について一括して**業務管理、データ管理できる仕組みを導入**することが必要となった。

- ・緊急的な「修理」でも、都度別途発注手続きが必要
- ・修理に係るデータ管理が煩雑、更新の確実、継続性が困難

#### ○「通信施設保守業務」(平成28年度一部で試行)

従来の点検業務に**修理**(対象範囲を明確化)、**運用・保守**を一体化した**保守業務**として行う。

- ・発注者・受注者双方の業務の効率化、**復旧時間の短縮化**が可能
- ・確実・継続的な電気通信施設DBのデータ更新、施設の**的確な維持管理**が可能

# 1. 電気通信施設保守業務の試行

## 政府調達(WTO)の

### 適用対象となる電気通信機器(9品目)は

- ①多重通信設備
  - ②端局設備
  - ③遠方監視設備
  - ④交換設備
  - ⑤長距離(30km以上)用光伝送設備
  - ⑥移動体通信設備
  - ⑦模写伝送装置
  - ⑧衛星通信設備
  - ⑨ネットワーク設備
- となる。

5

# 1. 電気通信施設保守業務の試行

## 電気通信施設保守業務、点検業務のイメージ

### 保守業務

#### 点検業務

##### 点検 CPC86764:技術的検査サービス

電気通信機器及びその他機器の動作状態について定期的に目視検査、動作確認及び電気的特性に係る試験を行う点検(Inspection)

##### 災害等支援

災害発生時における電気通信施設の被災状況把握、災害対応による施設運用支援等及び災害発生を想定した訓練等の施設運用支援

##### 施設等維持作業

電気通信機器の設置環境等を維持するための清掃、除草等

##### 修理 CPC886:機器の修理サービス

電気通信機器の機能・性能を復旧・回復させるため、障害が発生した電気通信機器の部品交換等を行う作業

##### 運用・保守(電気通信サービス)

###### 施設の緊急運用

災害時等の通信設備(衛星通信設備等)の運用、維持

###### 応急措置

機器の障害箇所の発見、報告及びその場での修理可能な軽微な作業

###### 耐久性確保のために必要な措置

故障原因の追究や同一機器への今後の障害発生防止の展開等

###### 施設の機能性能の維持、運用に係る総合的判断の支援

6

# 1. 電気通信施設保守業務の試行

## 電気通信施設保守業務とする目的と期待される効果

「**点検業務**」を「**保守業務**」とする目的と期待される効果

※変更内容

従前の「点検業務」に「**修理**」を含める。

### 目的と効果

- ・障害、故障時の迅速な復旧
- ・発注者の業務の効率化、省力化
- ・受注者の業務の効率化、技術力の向上
- ・障害、故障時における対応の一元化と明確化

発注者、受注者、修理者間の情報共有が円滑になり  
迅速性、安全性、品質向上が期待できる。

7

# 1. 電気通信施設保守業務の試行

## 試行の規模

本案件は、平成28年度に**試行**で実施する業務です。

入札契約時の課題、履行中の課題など抽出検討を行うため**試行**を行うものです。

東北地方整備局管内では、数件の発注を予定しています。

8

## 2 電気通信施設保守業務の入札契約方式

- ・保守業務による契約方式の変更
- ・政府調達(WTO)の適応対象
- ・入札参加要件
- ・総合評価
- ・今後の発注スケジュールの例

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

### 保守業務による契約方式の変更

「電気通信施設点検業務」を「**保守業務**」として発注する場合、**契約方式の変更**が生ずる

保守業務

「電気通信機器の修理を含んだ業務」

- ・点検業務(従来の調達)  
一般競争、価格競争 役務



- ・電気通信機器の修理を含んだ保守業務(今回の試行)は、**政府調達(WTO) 総合評価**

(参考)調達価格による契約方式(H27年度)

10万SDR(1300万円)未満	一般競争入札
10万SDR(1300万円)以上	政府調達対象(WTO)
<b>38.5万SDR(5100万円)以上</b>	<b>政府調達対象(WTO)、総合評価</b>

出典:「コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」(平成7年3月27日付蔵計画第621号)(会計法二十九条の六項第二号および予算決算及び会計令第九十一条第二項に基づく大蔵大臣協議に対する、大蔵大臣通知。平成7年3月28日官報(号外政府調達第52号))

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

### 政府調達(WTO)の適応対象

◎通信設備(電気通信機器(9品目))を含む保守業務は、  
政府調達(WTO)の適応対象となる。

○電気通信機器(9品目)

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ①多重通信設備            | ②端局設備    |
| ③遠方監視設備            | ④交換設備    |
| ⑤長距離(30km以上)用光伝送設備 | ⑥移動体通信設備 |
| ⑦模写伝送装置            | ⑧衛星通信設備  |
| ⑨ネットワーク設備          |          |

◎電気設備(自家用電気工作物等)単独の保守業務は、  
政府調達(WTO)の適応対象とならない。

電気設備(受変電設備、発電設備、電源設備)の場合

◎通信設備(電気通信機器(9品目含む))と電気設備を合わせた保守  
業務は、政府調達(WTO)の適応対象となる。

11

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

### 電気通信施設保守業務の入札参加要件

#### 1. 等級要件

国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」で東北地域の競争  
参加資格を有する者であること。(A、B、C又はD等級による制限はしない。)

#### 2. 業務履行実績要件(企業の要件)

1)平成13年度以降において、次の機関が発注した履行実績対象設備に係る保守  
又は、点検業務を完了した実績を証明した者であること。

○国の機関、地方公共団体、公共機関(電力、通信、ガス、鉄道等)、地方公社  
が発注した実績は、元請け又は再委託により完了した(平成28年3月31日まで  
に完了見込みを含む)した実績を有すること。

○民間企業が発注した実績は、元請けより完了した実績を有すること。

\* 履行実績対象設備(下記のいずれかの設備の実績)

- ①多重無線設備 ②端局設備 ③遠方監視設備 ④交換設備 ⑤長距離(30km以上)用光伝送設備  
⑥移動体通信設備 ⑦模写伝送装置 ⑧衛星通信設備 ⑨ネットワーク設備

※通信設備に電気設備を合併発注する場合は、

- ⑩高圧受変電設備 ⑪非常用発電設備(10kW以上) ⑫〇〇〇〇設備を追加

2)建設業法上の建設工事のうち、「電気」又は「電気通信」で、履行対象設備を  
施工した施工実績をもって代えることができる。

12

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

統一資格審査申請・調達情報検索サイト

お問い合わせ サイトマップ

ホーム 初めてご利用になる方へ ご利用ガイド お知らせ よくあるご質問 (FAQ)

統一資格審査申請・調達情報検索サイトへようこそ！  
このサイトでは、全省庁統一資格審査の申請や、各省庁の調達情報の検索を行うことができます。

**資格を申請する場合**

- 全省庁統一資格を申請する
  - ▶ インターネットによる申請（新規・更新・変更申請）
  - ▶ 郵送・持参による申請（上記と再発行・取消申請）

**申請受付・審査機関を検索する**

- 申請受付・審査機関を検索する
  - ▶ 各省庁受付館局（窓口）検索 【受付・審査窓口検索】

調達情報を検索する

- 調達情報検索（日本語）
- Search of Procurement Information (English)
- 各府省・独立行政法人等のホームページ（e-Gov）

GEPS  
政府電子調達

統一資格の有資格者を検索する

- 有資格者名簿閲覧

統一資格審査申請・調達情報検索サイト（総務省）  
<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

13

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

# 平成28・29・30年度 一般競争（指名競争）参加資格審査（物品製造等） 「全省庁統一資格」の定期審査について

各府省等における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）のお知らせです。

### ▼定期審査受付期間

**平成28年1月6日(水)～1月29日(金)**

平成28年4月1日からの資格を得たい場合は期間内に申請をお願いします。  
なお、上記期間後も随時審査申請で受付していますが、資格付与したときから有効になりますので、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

### ▼全省庁統一資格の定期審査

申請の手引き・処理概要は統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードできます。  
インターネットから申請の場合は「インターネットによる申請ガイド」をダウンロードして下さい。  
郵送・持参の場合は「申請書記入要項」をダウンロードして下さい。

### ▼統一資格が有効となる資格の種類

「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」の資格について有効です。

### ▼統一資格を有する者の名簿の公表

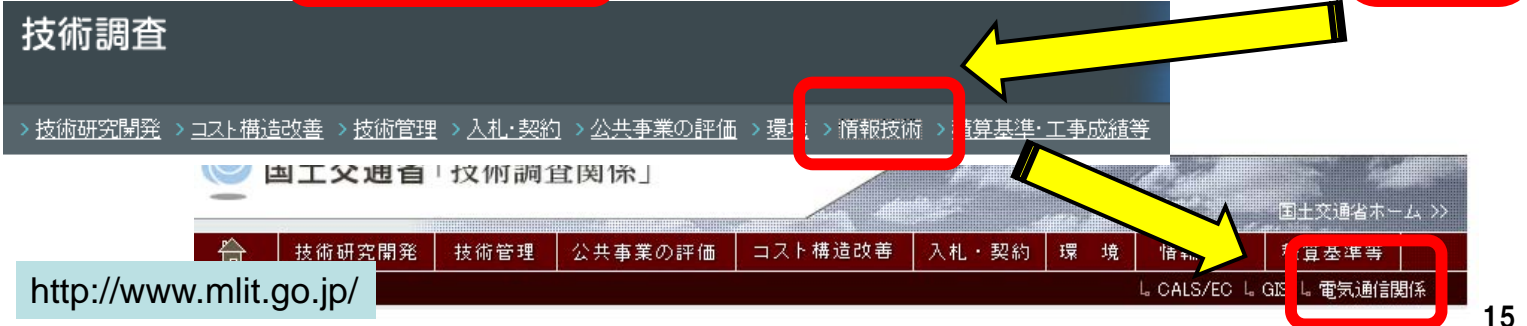
統一資格を有する者の名簿は各省各庁に有効な統一名簿となります。  
なお、商号又は名称、所在地、電話番号、等級等は名簿として公表されません。

申請に関する事やシステムに関する質問等は、サイトをご覧下さい。  
<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

統一資格 検索

14

# 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式



# 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

## III 電気通信関係

災害時の迅速な対応、社会資本の有効活用等に資するため整備している、国土交通省の河川、道路、ダム等の直轄事業における電気通信分野について、電気通信業務の概要等の情報を掲載しています。

### 資料

- 電気通信業務の概要
- 新電気通信技術ビジョン
- 電気通信施設アセットマネジメント
- 電気通信施設維持管理計画指針(案)
- 電気通信関係機器仕様書
- 電気通信関係積算基準等 (各種積算基準等)**
- 電気通信関係技術基準等 (各種仕様書、監督・検査、調達ガイド等)**
- 電気通信関係技術者等単価
- 電気通信関係点検技術者等単価 (技術者単価等)

- ### 3. 点検・運転監視・保守業務積算基準関係
- 電気通信施設点検基準(案)(平成26年12月)
    - 電気通信施設点検基準(案)【総合点検】
    - 電気通信施設点検基準(案)【個別点検】
    - 電気通信施設点検基準(案)【巡回点検】
  - 電気通信施設点検業務積算基準(案)(平成26年12月)
    - 電気通信施設点検業務積算基準(案)
    - 標準歩掛(案)【業務計画等】
    - 標準歩掛(案)【総合点検】
    - 標準歩掛(案)【個別点検】
    - 標準歩掛(案)【巡回点検】
  - 電気通信施設点検(保守)業務積算基準の運用(案)(平成27年10月)
    - 電気通信施設点検(保守)業務積算基準の運用(案)
  - 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)(平成14年3月)
    - 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)
  - 電気通信施設保守業務積算基準(案)(平成27年10月)
    - 電気通信施設保守業務積算基準(案)
- 注意** 数量積算表における修繕費の取扱いについて(システム改修(平成28年



## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

### 3. 管理技術者要件

下記①～④のいずれか1つの要件並びに⑤及び⑥の要件を満足すること。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準(案)に記載のあるいずれかの設備を含む保守又は点検業務(再委託の実績を含む)の実績又は、建設業法上の建設工事のうち、「電気」又は、「電気通信」の施工実績とする。

- ① 学校教育法による大学、短大、高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者。
- ② 学校教育法における高等学校若しくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者。
- ③ 上記①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。
- ④ 以下のいずれかの資格を有する者で、3年以上の業務経験を有する者。
  - ・技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門(電気電子))
  - ・第1級陸上特殊無線技士
  - ・第1級、第2級総合無線通信士、・第1級、第2級陸上無線技術士
 ※電気設備を含む場合
  - ・第一種、第二種、第三種電気主任技術者
  - ・1級電気工事施工管理技士、・第一種電気工事士

17

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

- ⑤ 通常の勤務時において○※時間以内に履行場所(※)に到着できる場所を主たる勤務地とすること。
  - ・夜間、休日において○※時間以内に履行場所(※)に到着できること。
  - ・通常の常駐場所が東北地方整備局管内にあること。
- ⑥ 国土交通省発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。なお、兼務する場合は、業務履行開始予定日の手持ち業務量(電気通信施設の点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。)は、2億円未満かつ5件以下であること。

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

18

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

### 6. 評価項目(総合評価)

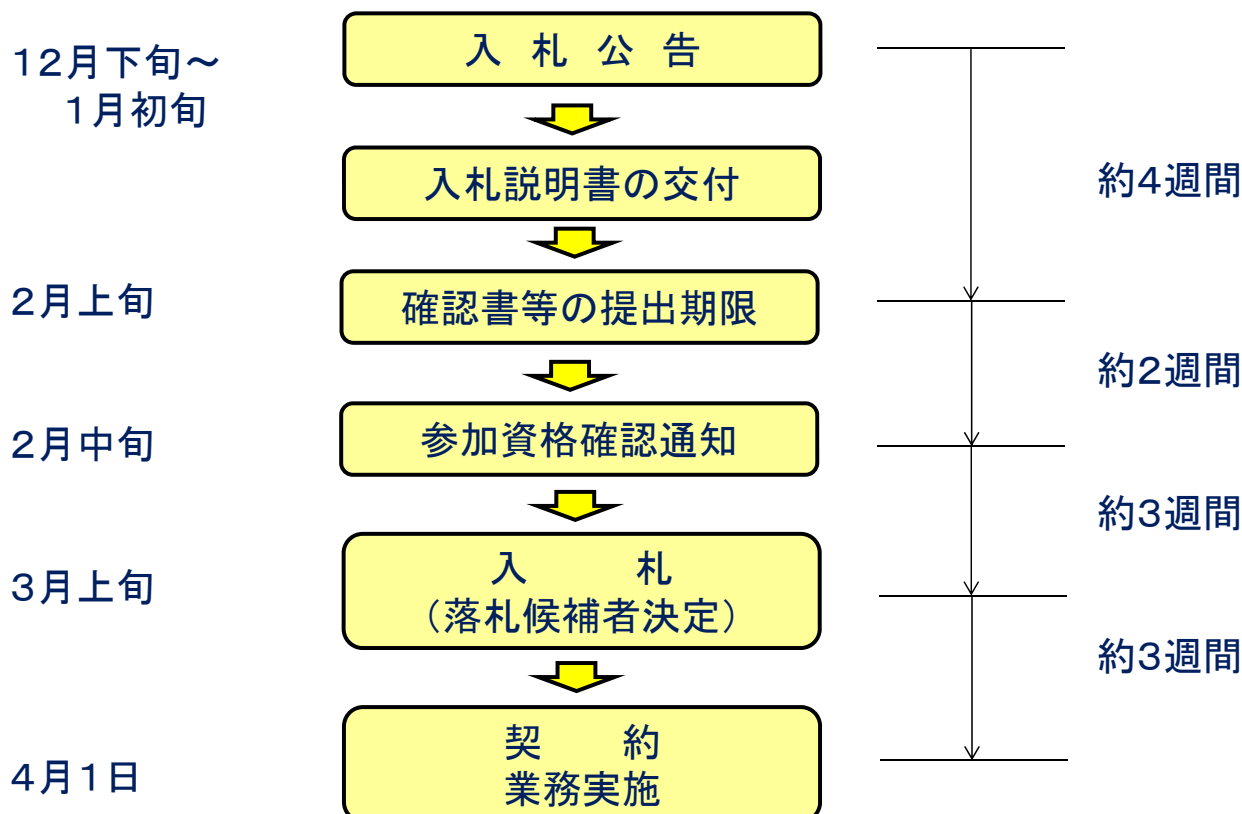
評価項目	評価基準
○配置予定管理技術者の派遣時間	○本業務の配置予定管理技術者の常駐場所から発注者庁舎までの所要時間について評価
○品質管理検査体制	○当該電気通信サービス(※)に係るISO9001の認証の有無について評価
○履行実績	○当該電気通信サービス(※)の対象設備のうち元請けとして保守業務又は点検業務を履行した実績のある設備(過去5年間)の割合について評価
○配置予定管理技術者の業務実績	○管理技術者として当該電気通信サービスの対象設備に係る保守業務又は点検業務を履行した業務実績(過去5年間)の年数について評価
○業務実施方針	○当該電気通信サービスの供給者の業務方針(3テーマ)について評価・全ての項目において提案が <b>未提出</b> 、又は、1項目でも <b>不適切な提案</b> がある場合には <b>欠格とする</b> 。 不適切な判断とする内容 ①労働安全衛生法等の法律、規則に抵触するもの ②電気通信施設保守業務共通仕様書に反するもの ③その他、業務を遂行する上で重大な問題となるもの

### ※ 電気通信機器9品目

19

## 2. 電気通信施設保守業務の入札契約方式

### 今後の発注スケジュールの例



※詳細については、各業務の入札説明書を確認して下さい。

20

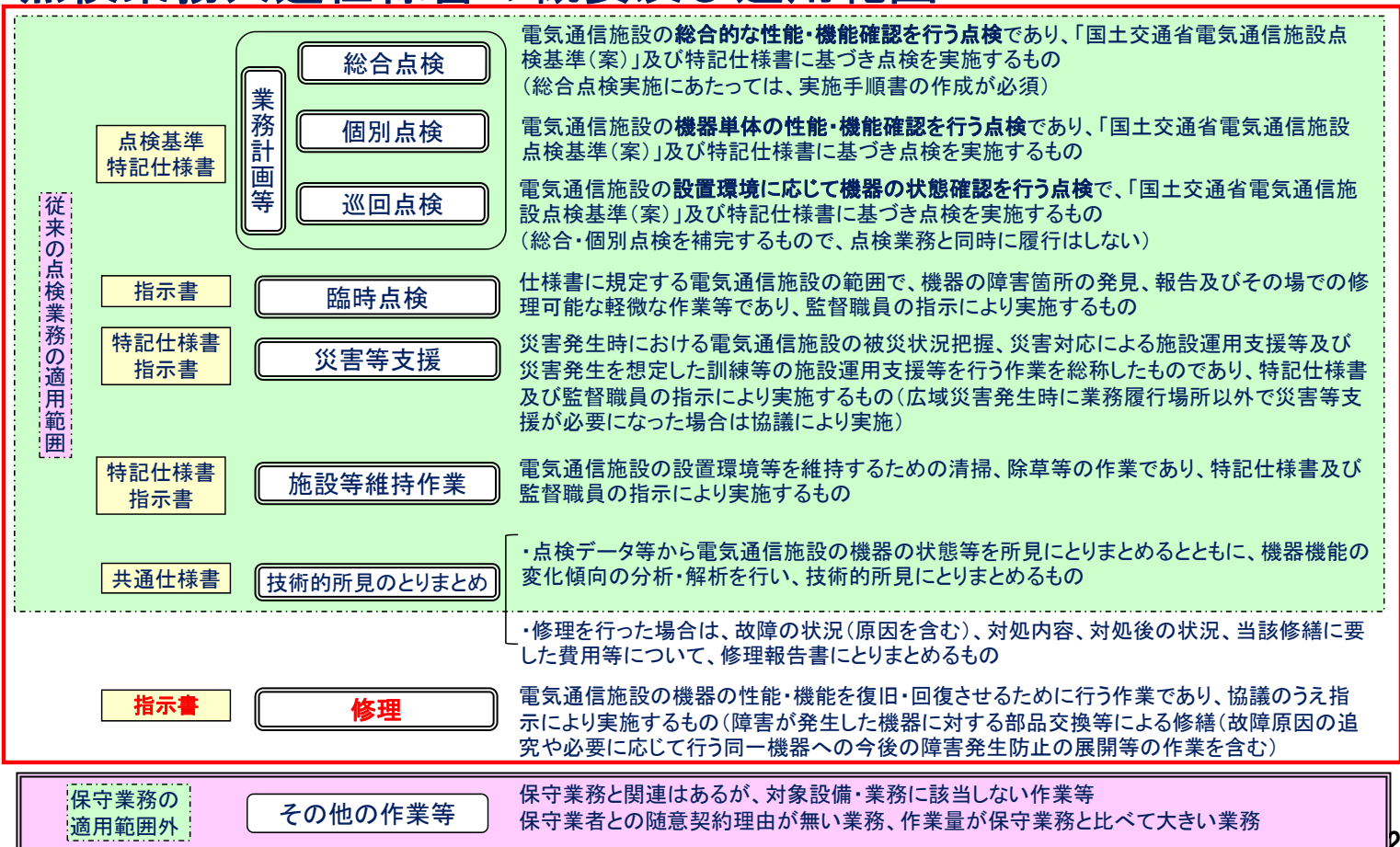
# 目次

## 3 電気通信施設保守業務の積算

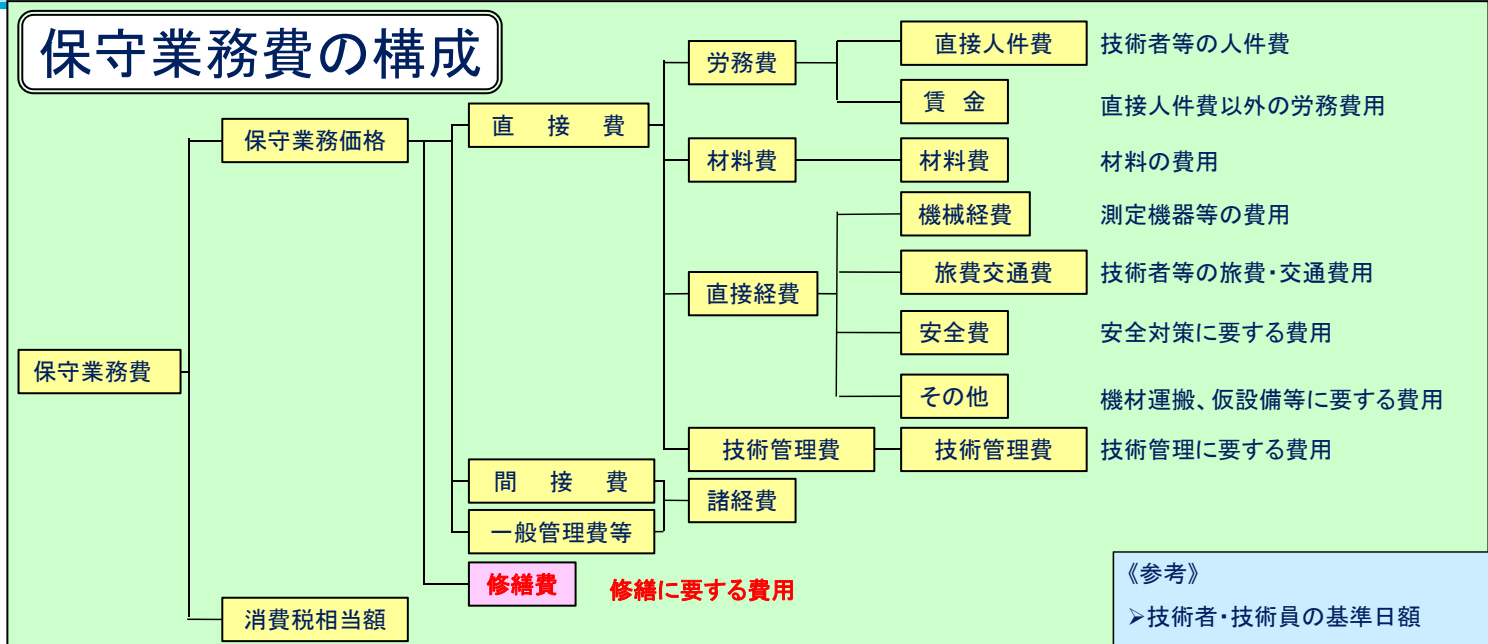
- ・点検業務共通仕様書の概要及び適用範囲
- ・保守業務費の構成
- ・従来の点検業務積算基準との違い
- ・共通仕様書の定義(修理)

## 3. 電気通信施設保守業務の積算

### 点検業務共通仕様書の概要及び適用範囲



### 3. 電気通信施設保守業務の積算



《参考》

- 技術者・技術員の基準日額  
⇒ 点検技術者、点検技術員の日額を適用
- 総合点検、個別点検等の歩掛  
⇒ 点検業務積算基準の標準歩掛を適用
- 諸経費率  
⇒ 点検業務積算基準の諸経費率に準じる

#### 従来の点検業務積算基準との違い

- 新たに「修繕費」の工種を設定し積算体系に追加  
⇒ 障害が発生した機器に対する部品交換等の修繕(故障原因の追究等の作業を含む)に要する費用(直接経費、諸経費含む)を計上
- 技術的所見等のとりまとめ(修理報告書)の歩掛を設定  
⇒ 修繕内容、修繕に要した費用等について、修理報告書にとりまとめるための費用を計上
- データベースシステムへのデータ登録費用の計上  
⇒ 点検結果データや故障、修繕等のデータをDB(点検DBや施設DB)に登録するために要する費用を計上

### 3. 電気通信施設保守業務の積算

#### 従来の点検業務積算基準との違い

- 新たに「修繕費」の工種を設定し積算体系に追加  
⇒ 障害が発生した機器に対する部品交換等の修繕(故障原因の追究等の作業を含む)に要する費用(直接経費、諸経費含む)を計上
- 技術的所見等のとりまとめ(修理報告書)の歩掛を設定  
⇒ 修繕内容、修繕に要した費用等について、修理報告書にとりまとめるための費用を計上
- データベースシステムへのデータ登録費用の計上  
⇒ 点検結果データや故障、修繕等のデータをDB(点検DBや施設DB)に登録するために要する費用を計上

修繕費には諸経費を含んでおり、保守業務価格の諸経費対象外である。

## 3. 電気通信施設保守業務の積算

### 共通仕様書の定義(修理)

修理は、共通仕様書で以下のとおり定義。

#### 第43条修理

- 1 **修理**は、施設における機器の性能・機能を復旧・回復させるために行う作業であり、障害が発生した機器に対する部品交換等による**修繕**(故障原因の追及や必要に応じて行う同一機器への今後の障害発生防止の展開等の作業を含む。)に加え、当該修繕内容のとりまとめも含む作業をいう。
- 2 修理は、本業務の**対象履行施設に限るものとする**。
- 3 修理は、**協議のうえ指示**するものとする。

#### 修理と修繕の関係

##### **修理**

機器の性能・機能を復旧・回復させるための作業

##### **修繕**

部品交換  
故障原因の追及  
障害発生防止の展開

障害内容のとりまとめ